

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 6年 8月 19日

2. 目標（女性活躍推進法（職業生活に関する機会の提供（働きやすさ））

- 1 短時間正職員制度により、多様な事情を抱える職員がより働きやすい職場環境を提供
- 2 職員のワーク・ライフ・バランス推進のため、年休取得促進、所定外労働時間削減に注力し、年休取得率は80%以上を目指す。
- 3 産休・育休後復帰100%

3. 取組内容と実施時期

取組1： 小学就業前の子を養育する方および要介護状態にある家族を介護する職員は短時間勤務制度の利用を周知し、離職に至らないようサポート

- 令和 4年 4月～ 準備：（就業規則や院内サイボウズ等で周知）
- 令和 4年 4月～ 実施：（制度利用が必要な職員に対しては制度等の説明を行い、就業継続につながるようにする）
- 令和 6年 8月～ 結果分析：（制度利用対象者率を年度比較する）

取組2： 年次有休取得率80%を目指し、所定外労働時間削減等の取り組みは継続していく

- 令和 4年 4月～ 準備：（労働衛生委員会等で定期的に周知していく）
- 令和 4年 4月～ 実施：（有休消化5日未満の職員に対し事前取得を促す、また事後申請の有給休暇への振替を可とする）
- 令和 6年 8月～ 結果分析：（有休消化率の年度比較をおこなう）

取組3： 出産や育児により離職する事がないよう、働き続けやすい職場環境を整備

- 令和 4年 4月～ 準備：（就業規則や院内サイボウズ等で周知）
- 令和 4年 4月～ 実施：（必要な職員に対しては制度等の説明を行う）
- 令和 6年 8月～ 結果分析：（制度利用対象者率を年度比較する）